

名古屋市フラット35S等融資利子補給制度 よくある質問

1. 申請条件について

Q1-1	新築住宅は対象ですか。
A	対象外です。
Q1-2	なぜ中古住宅のみが対象なのですか。
A	既存住宅ストックの有効活用の観点から、良質な中古住宅の流通を促進するためです。
Q1-3	なぜ子育て世帯のみが対象なのですか。
A	国の「こども未来戦略」では、子育て世帯に対する住宅支援の強化を図ることとされており、本市においても、子育て世帯の居住ニーズを満たす住環境づくりや子育てに適した安心安全な住環境の促進を図ることとしております。
Q1-4	戸建て住宅だけではなく、マンションも対象ですか。
A	対象です。
Q1-5	所得制限はありますか。
A	制限はありません。
Q1-6	「フラット35S等」と記載ありますが、対象となる住宅ローンは何ですか。
A	対象となる住宅ローンは、フラット35Sおよびフラット35リノベ(金利A・Bプラン)です。フラット20およびフラット50も条件により対象となる場合がありますので、詳細については住宅金融支援機構(巻末参照)へお問合せください。
Q1-7	中古住宅を購入し、利息の支払いが始まっていますが、制度を利用できますか。
A	利用できません。これから中古住宅を取得される方が対象です。
Q1-8	制度を利用する場合、いつまでに資格申請すればよいですか。
A	金融機関から融資承認がされた後から融資実行日までに申請してください。ただし【フラット35】地域連携型を利用される場合は、融資契約前までに本制度の申請と合わせて、【フラット35】地域連携型利用申請を行ってください。
Q1-9	利子補給の開始後に子どもが18歳になりますが、引き続き利子補給を受けられますか。
A	利子補給はお子さまが満18歳になった年度末までとなります。
Q1-10	夫婦別々でフラット35Sを利用する場合、2つの利子補給を受けることができますか。
A	【フラット35】ペアローンをご利用される場合は可能です。ペアローンは、1つの住宅に対し、ご夫婦、親子、パートナーなどがそれぞれ単独で借入れ申込みを行い、2つの【フラット35】を併せて利用することができる制度です。
Q1-11	【フラット35】中古プラスを利用することで、利子補給を受けられますか。
A	【フラット35】中古プラスの利用のみでは利子補給は受けられません。利子補給を受けるためには、フラット35Sおよびフラット35リノベ(金利A・Bプラン)を利用する必要があります。

2. 申請手続きについて

Q2-1	どのような方法で申請手続きをすることができますか。
A	申請書等を名古屋市住宅都市局住宅企画課へ持参又は郵送、電子メールで提出してください。
Q2-2	区役所で申請手続きをすることができますか。
A	区役所では申請手続きできません。申請書等の提出先は、名古屋市住宅都市局住宅企画課のみです。

3. 申請書類について

Q3-1	申請書等はどこで入手できますか。
A	名古屋市公式ウェブサイトから入手可能です。
Q3-2	インターネット上で住宅ローンを申請したため、いわゆる融資の申込書がありません。融資の申込書の代わりとして何を提出すればよいですか。
A	金融機関等との融資契約手続きを進めていることが確認できる書類を提出してください。

4. 利子補給金について

Q4-1	利子補給金はいつ請求すればよいですか。
A	対象年度の最後の償還をした月の末日までに実績報告書を提出いただき、審査後に利子補給金額が確定します。その後、利子補給金請求書を提出いただくことになります。
Q4-2	利子補給金はいつ頃に振り込まれますか。
A	利子補給金請求書を提出後、約1～2ヶ月後に振り込まれます。
Q4-3	利子補給金を受給した場合、確定申告は必要ですか。
A	当利子補給金は所得税法上の雑所得に該当するため、確定申告が必要となる場合があります。詳細については、税務署または市税事務所へお問合せください。

5. その他

Q5-1	【フラット35】地域連携型については、住宅ローンの融資が実行された後でも申請をすれば利用できますか。
A	住宅ローンの融資が実行された後では利用できません。申請期限については、Q1-8を参照ください。
Q5-2	申請者が転勤等で対象住宅に居住しなくなった場合は、利子補給金はどうなりますか。
A	配偶者や子どもが対象住宅に継続して居住していれば、利子補給は継続されます。

【フラット35S等に関するお問い合わせ先】

住宅金融支援機構お客さまコールセンター電話番号：0120-0860-35

営業時間 9:00～17:00、土日営業（祝日、年末年始を除く）